

第4回秋田県たばこによる健康被害防止対策検討委員会

議事概要

- 1 日 時 平成30年10月18日（木） 午後3時～4時30分
- 2 場 所 ルポールみずほ（秋田市）
- 3 委員の出席
出席委員数： 12名
- 4 報 告
関係団体からの意見について
- 5 協議・意見交換
検討委員会の意見について

議 事 概 要

開会宣言、健康福祉部次長のあいさつの後、三浦委員長が進行した。

○三浦委員長

前回8月8日の委員会終了後、皆様、各所属団体等に内容を持ち帰って色々な御議論を重ねてこられたことと思う。県外をみても色々な意見が出ているが、やはり東京都の条例が踏み込んだ内容になっている。それに近づこうとするものや、現実的なところだという御意見もあるかと思う。

前回の検討委員会で特に印象に残った御意見として、秋田青年会議所から代理御出席された石黒委員から、他の県と同じことをやっているが、健康寿命日本一は絶対に無理だというような御意見があった。秋田県として、今まで何もしてこなかったわけではないが立ち後れていたこともある。今、それを見直すいい機会ではないか。

特に県としては、10月1日から県庁が完全敷地内禁煙となった。一部例外はあり、まだ対象になっていない県の公共施設もあるが、職員は勤務時間中喫煙していないという非常に優れた内容である。健康増進法一部改正の施行までには、まだ対応していないところも対応されることと思う。県庁の敷地内禁煙にあたっては、議会棟の協力も非常に大きい。以前から医師会でも議会に対してお願いをしてきたところであるが、今回やっと御協力いただいた。

皆様、立場やお考えが違うことは承知しているが、秋田県を健康寿命最下位から脱却するために、また平均寿命の面からも、受動喫煙防止対策を通して、ぜひ、秋田県のプランに貢献できるような意見書を出すために、本日は活発な御議論をいただきたい。

～「次第2報告」 関係団体からの意見として、秋田県たばこ耕作組合、秋田県たばこ販売協議会、秋田県たばこ販売協同組合連合会、秋田県保育協議会、市町村調査結果について、次第3 協議・意見交換 検討委員会意見について、資料により事務局から報告のうえ、意見交換を実施した。～

○三浦委員長

資料4を御覧いただきながら、御意見を伺ってまいりたい。受動喫煙を防止するための環境はどうあるべきか、資料に①～⑮までであるが、始めに①小、中学校、高等学校、から、②保育所など児童福祉施設、③大学、④社会福祉施設 まで、についてはいかがか。前回、学校については敷地内禁煙という御意見があった。

○阿部委員

具体的な意見ではないが、始めに、本日、資料（※）を提示しているので紹介する。

調査年は２０１５年、発表が２０１７年である。調査対象は２０～６９歳で、喫煙者と非喫煙者、合わせて２，０５７人の回答である。ウェブ調査であり、日頃からオンラインを利用している方や、喫煙、受動喫煙に興味のある方が回答していると思われるので、ある程度バイアスはかかっているであろう。一つの調査なので一般化できるものではないが、たばこによる健康被害防止、特に受動喫煙防止対策を考える上で興味深い内容となっているので御紹介する。

（（※）喫煙者と非喫煙者の認識とその差異を明らかにすること、喫煙と受動喫煙の健康影響に関する知識を提供することにより、喫煙者、非喫煙者それぞれ、行動を起こす意思に何らかの変化が生じるかという調査）

調査対象を喫煙者と非喫煙者に分け、それぞれについて、喫煙および受動喫煙の健康への影響に関する情報を事前に提供する群（＝情報提示あり群）と、情報を提供しない群（＝情報提示無し群）を設定している。場面設定として、「たばこが吸えるかどうか分からない飲食店で昼食をとる」ものとしている。

喫煙者の調査結果として、たばこを吸えるかどうか分からない飲食店で「たばこを吸おうと思うか」という問いに対し、情報提示無し群の２２．８％に対し、情報提示あり群では１６．４％と少なくなっていた。また、「吸おうと思わない一番の理由は何か」という問いでは、「たばこの煙を嫌がる人がいる」という回答が、大きな差異ではないが情報提示あり群の方が高くなっている。

さらに、「隣のお客さんがあなたがたばこを吸う事に対して、どう思っているか気になるか」という問いでは、「気になる」と答えた方が情報提示あり群の方が高くなっている。隣の人が非喫煙者で「タバコを吸わないで欲しい」と思っているとしたらどうするか」という問いでは、半数以上の方が非喫煙者の前では吸わないことが示されている。

他の項目でも見られるが、これらから見ると、喫煙者が非喫煙者に対する防煙意識を高めるのは対人関係の配慮や懸念のほか、喫煙や受動喫煙による健康への影響に対する情報を提供することであり、それが非喫煙者への配慮の形で現れている。

また、非喫煙者の回答結果では、「ルールが不明確な飲食店では吸って欲しくない」と考える人の割合が情報提示あり群に高くなっていることから、非喫煙者に対しても情報提供することが、自らの防煙意識を高めることに影響している。

「飲食店が喫煙可と分かった場合、隣の席のお客さんが妊婦や子ども連れの場合、たばこを吸おうと思うか」という問いに対して、約８割がたばこを吸わない、外に出て吸う、煙がいかないよう気を使って吸う、と回答しており、妊婦や子どもに対して、たばこが悪影響を及ぼすという意識は浸透しているという印象を受けた。

また、「何を基準にタバコを吸うかどうか決めるか」という問いでは、最も多い回答が「灰皿が置いてあるかどうか」であった。たばこを吸う人、吸わない人、ともに約9割が入店前に「禁煙」「喫煙可」を分かる形の提示を望んでおり、両者にとって、入店前の明確な提示が必要であると考ええる。

この調査は、行動への意思を調査したものであり、実際にこのような行動を取るかは不明ではあるが、1つの参考として見た場合には、これまでのような十分な情報提供が必要であること、各施設の禁煙ルールに関しては健康被害防止を第一目標に据えること、が大前提であると考ええる。

たばこを吸わない人に対する影響を御理解いただくことで、喫煙者の協力は得られるのではないかと考える。対策をどう進めていくか、という点に関しては、健康被害防止を第一目標に据えた方が良く考える。それに伴って生じる喫煙者の権利やたばこの販売、生産等の問題については、切り離すことは出来ないが、ある程度分けて考えないと、健康被害防止の取組は進みにくくなるのではないかと考える。その上で、喫煙者や販売や生産に関わる方には十分な理解や配慮が必要である。

最終的には、色々な決定をしていく上で影響を受ける所も多々あるが、法令どおりか、若しくは東京都の条例のように少し厳しい内容でいくか、健康被害防止を第一に考えて秋田県の方針としていただきたい。

○浅利委員

前回の委員会でも申し上げているが、全体的には、たばこによる健康被害を避けるべきという点については、どなたも異論のあるところではないだろう。特に、行政など公的な機関、教育機関、子どもの教育、医療については、公共性が高く、社会の先頭に立つ模範的な部分という意味合いからも、これらを進めていくことについては、定まるところに定まっていくであろう。

業界に関しては、宿泊業界の中では飲食を伴うものが非常に多く、お酒を提供したり、小規模な食事処などもあり、それらの場所にはたばこを吸う方もいる。今の段階で、一気にさらに法律よりも厳しくすることは避けていただけないか。

たばこを作っている方々、販売している方々の意見もある。資料1の秋田県たばこ販売協同組合連合会の方々の意見でも、販売店としては、「法律の範囲内でまずは進めていただきたい」「法施行の状況を見守った上で県の対策の検討をしていただきたい」という意見がある。これは、現時点では一つの適切な意見ではないか。法施行がされていない、今の段階でさらに厳しくすることは、それが飲食業界、宿泊業界においても厳しくされるという点については、時期尚早ではないか。

また、「規制しなくても現状でも非喫煙者のお客様が喫煙、禁煙で、飲食店を選別している」という意見もある。

これは非常に大事なことで、行政機関、教育機関、医療機関は、大人も子どもも行か

ざるを得ない場所であるが、国の規制から外れるような小規模な店舗には、現在でも選択的に、たばこを嫌いな人は行っていない。たばこは合法的なものであるという意見もある。

国の法律がまだ施行されておらず、現実的にも店を選択している現状においては、飲食業界並びに宿泊業界においては、国の規制に留めるような議論の展開を期待したい。

○三浦委員長

前提として、法律の一部改正により飲食店も含めて原則屋内禁煙となる。その中で飲食店については、規模によって経過措置がある等、例外がたくさんついている。それで良いのかという議論があればしてまいりたい。

①小・中学校、高等学校、②保育所などの児童福祉施設、幼稚園、③大学、④社会福祉施設（②の児童福祉施設を除く）については敷地内禁煙でよろしいか。

ー特に御意見なしー

○三浦委員長

ではこちらは敷地内禁煙としたい。

次に⑤医療機関、⑥行政機関として国機関、市役所、町村役場など、⑦民間の会社や事務所等については、受動喫煙を防ぐために、敷地内禁煙、建物内禁煙、分煙として喫煙専用室など、どのような対策が必要か。こちらについてはいかがか。

○田村委員

敷地内禁煙に関しては、屋外に喫煙場所を設置ができるか、できないか、ということについても東京都条例では踏み込んでいる。

国の法律という御意見もあるが、猶予期間を設ける等、色々な対策は取れると思うので、やはり対策は厳しいところに設定して、猶予期間や見直し期間を設けることによって、様子を見るということとはできないものか。

例えば、①～④にしても、小・中学校であれば、屋外に喫煙場所があつてはいけなしと皆さん思うだろうが、大学生はどうなのか、職員はどうなのか等、色々な話が出てくる。そういう点では東京都の条例はよく練られている。厳しすぎるという御意見に関しては、猶予期間等で調整出来るような形ができれば良いと考える。

○三浦委員長

医療機関に関しては、病気の方が集まるので当然であろうという一方で、精神科病棟やホスピスなどについての意見もある。

また、がん診療拠点病院では敷地内禁煙の対策が求められるのだが、ある病院が隣接

した職員駐車場に喫煙室を作ろうとしたことがあり、職員駐車場も敷地内であると抗議したことがある。当時、きちんと理解されていないところもあった。

例外を設けて医療機関にも敷地内禁煙をとということもあろうかと思うが、やはり一歩進んで医療機関は敷地内禁煙と考えてよろしいかと思うがいかがか。

ー特に御意見なしー

○三浦委員長

次に、行政機関についてはいかがか。

県庁が率先して敷地内禁煙としたが、まだ市町村が続いていない。県の機関でもいくつか対応していない所はある。県警等はかなり率先して取り組んでいただいている。

県が率先して始めているところであり、やはり、行政機関は敷地内禁煙を目指してやっていくべきではないか。対応しきれていない所に対しては、県から強く指導していただくということで、敷地内禁煙でよろしいか。

○加藤委員

確認であるが、今の①～④までについて「敷地内禁煙」という意見であったが、これは、屋外に喫煙場所の設置可を意味しているか、又は、喫煙場所の設置不可を意味しているか。

○三浦委員長

場合としては両方あり、設置可とする場合、しない場合がある。

○加藤委員

両方含んだ言葉ということであるか。

○三浦委員長

今あるもの（喫煙所）を取り壊すということにもなかなかならないと思うので、暫定的なものである。

事務局はよろしいか。

○事務局

規制の範囲について、ある程度、集約することが可能であればお願いしたい。例えば、法律では敷地内禁煙で屋外に喫煙場所を設置可となっているところを、この場所については、喫煙場所設置不可、ここは設置可で良いのではないかなど、この検討委員会でもう少し踏み込んで御議論がいただけるようであれば、お願いしたい。

○三浦委員長

今、あるものまですぐに取り壊すようにということにもなかなか、ならないと思う。
(喫煙室の)新設は認めない。喫煙できる施設は、いずれはやめていただくという考え方ではいかがだろうか。

○田村委員

そこまで踏み込んでやった方が良いのではないかと、という趣旨で先ほど発言したものである。

○三浦委員長

法が施行されると、新しく出来る飲食店は原則屋内禁煙になり、喫煙室を作るかどうか、となる。本来、完全な分煙というものはないので、いずれはそういうものをなくしていくという、それまでの経過的な措置としての喫煙室の設置ということになるかと思う。

次に、民間の会社や事務所について伺います。トップの意向によると思うが、なかなか難しい。こちらについては、敷地内禁煙、建物内禁煙、分煙、どのような対策が必要とお考えか。御意見いかがか。

喫煙室を設置するには、かなりお金がかかる。そのために、国からの助成もあり、1／2補助で上限100万円である。職員がたばこを吸える場所を確保するという会社もあり、積極的に作っているところもある。分煙をしばらくは認めることもやむを得ないか。いずれは、たばこを吸える環境が近いところからなくなっていくことが理想であるが、現実的な点ではいかがか。

国と同じように喫煙室を設置した分煙とするか。先ほどと同じような内容であるが、喫煙室を新しくは作らないということか。原則建物内禁煙で喫煙室の設置は認める、原則には例外がつきものであり、すぐに罰金ということにはならない。よろしいか。

—特に御意見なし—

○三浦委員長

次に⑧飲食店と⑨スナックやバーなど主に酒類を提供する飲食店について、伺います。

⑨の主に酒類を提供する飲食店は子どもさんが行くことはないと思うが、⑧の飲食店は家族連れで利用するような飲食店、とイメージしていただきたい。

○筒井委員

⑧飲食店（⑨の主に種類を提供する飲食店を除く）に関しては、現在も分煙が進んでいるが、喫煙できる所、喫煙できない所をもっと明確にしていきたい。

⑨の主に酒類を提供する飲食店に関しては、「外で吸ってください」ということを、お酒を入っている方に言いづらいこともあり、危ないところもあると思うので、分けることは難しいのではないかな。

ただし、分けていくにあたって、何かお店側でサービス内容を変える等の形に持っていけば、いい案が出る、セッションが出来るかと考える。

○三浦委員長

禁煙あるいは喫煙室あり等のステッカー等による表示の方法もある。

先ほどの阿部委員の資料で、喫煙する方は配慮しているので、灰皿さえおいておかなければ良いのでは、ということもあるがいかがかな。

○筒井委員

たばこを吸えない所にたばこを吸う人は行かない、吸おうとも思わないだろう。そこだけ先に分かっておけば良いのではないかな。喫茶店のような分けられないところは自分の判断にまかせることになるかと思う。

○三浦委員長

スナックやバーについては難しいという御意見であるが、灰皿がないということは、外で吸ってくださいということで、建物内禁煙がベターだと思うがいかがかな。

○筒井委員

例えば、テナントビルに入っている飲食店の場合は、ビルの決まりに従うしかない。吸わない側からすると煙はないほうが良いので、推奨できれば良いとは思いますが。

○長澤委員

飲食店の業界としては⑧も⑨もある。

⑧の飲食店（⑨の主に酒類を提供する飲食店を除く）に限っては、飲食のみの店舗であれば、ある程度、最近はかなり認知されてきているように見受けられる。分煙若しくは禁煙、両方の店舗があるが、特にそれに対する意見も聞いたことがなく、喫煙者もある程度意識して対応されている。

問題は⑨のスナックやバー等、主に酒類を提供する店舗であるが、このようなお店にいらっしゃる方々は、嗜好品なのでお酒を求めて、若しくは喫煙を求めていらっしゃる方がある程度いる。

そのような場で、仕切りをおくことは非常に難しい問題で、現状としては、喫煙者も非喫煙者も周りに配慮し、吸う時には周りの人やお店の人に確認している。吸われない方についても、喫煙可能であることを店舗に表示しているので、ある程度納得して入られる方がほとんどである。中には一部、たばこの煙を嫌がる方もいらっしゃるので、その時はお店が配席で配慮している。

業界として一番恐れていることは、全国各地、色々な事例があり、条例で定められ、禁煙、分煙が義務づけられた地域に限っては、かなり売上のダウンが見込まれることが数値で出ていることである。業界としてこの点を一番恐れている。

秋田県では特に人口減少による売上の減少も問題とされており、ここにさらに禁煙や分煙によって、売上減少に歯止めがかからなくなると、やはり廃業に追い込まれる方も多いのではないかとということで、業界としては反対の意見を申し上げている。

また、禁煙、分煙を進めるにあたって、禁煙を進めている店舗もあり、禁煙バーや食べ物屋さんほとんどそうであるが、そういう所の経営者からも、禁煙、分煙は慎重にやっていただきたいという話を伺っている。なぜならば、そういうお店は禁煙を売りにしており、これがどこでも禁煙、分煙とされると売りがなくなるので、非常に困るという御意見であった。

○三浦委員長

⑨の主に酒類を提供する飲食店に、喫煙室を作ることはいかがか？例えば禁煙席や喫煙席は非常に不完全で、煙をあびるような形になるのであまり好ましいことではない。

設備投資は必要であるが喫煙室の設置はいかがか。そのような形が望ましいという意見を付ける等、妥協できる余地はあるか。

○長澤委員

店舗の面積によって異なり、可能なところ、難しいところがある。現在、面積の狭いお店でも空気清浄機を配備したり、外に灰皿を置いたりしている店舗は多々あるが、業界としては、最終的には国の法律に従うという意見、しょうがないという意見である。

○三浦委員長

⑧の飲食店についてはいかがか。例えば、子どもを連れて入ろうかという時や妊婦さんが、この店に入るか悩むことのないよう、きちんと表示するべきというような御意見はあるか。

○長澤委員

飲食店に限っては、その方向で進んでいると思う。周りの店舗を見る限りでもかなり改善はされてきており、今後もっと進んでいくのではないかな。

○浅利委員

ホテルや旅館の宴会室については、そもそも国の法律で分煙等が決められているので、法律をきちんと守っていくという考えである。

また、国の法律を待たなくとも、子どもさん等の前でたばこを吸うお客様もそう多くはないし、お店側でも出来るだけやわらかく分煙を促すなど、そういう意味でも実態としてそうになっている。

繰り返しとなるが、小規模なところはお客様が選んでいるので、一律強制的に、しかもデータがない中であれば避けるような方向になれば良い。

○田村委員

基本的には、民間の所に関してはお客様が選んでいる。表示をきちんとすることが守られるのであれば、目的はだいぶ達成すると考える。ただし、公的な所に関しては厳しめにする。

○二田委員

健康被害防止の観点から意見を述べる。健康増進法の一部改正における3つの観点、望まない受動喫煙を防ぐこと、健康影響が大きい子どもや未成年者等を守ること、施設の類型・場所ごとに対策を実施する、という観点から考えると、少し厳しいが、東京都の条例を参考としていただき、従業員を雇用していない飲食店は禁煙と喫煙を選択することができるではいかがか。

先ほど意見があったように喫煙室を作る等、少し逃げる（暫定的な）具体例を作っても良いが、出来れば建物内禁煙を進めたい。飲食店にはアルバイトをする大学生等も中にはおり、その子たちはたばこの煙からどう守られるのか、この法律から見るとちょっと緩い。厳しいかもしれないが、その観点から建物内禁煙をお願いしたい。

○柏崎委員

個人的な意見としては、お客さんも従業員も選択できるという考え方で、たばこを吸える、吸えない、それぞれの売りがあるということで選択してもらう。ただし、表示はしっかりしていただき、入る前に選択できるようにするという意見に賛成である。

○村山委員

子どもさんが利用する所や公共施設に関しては、敷地内完全禁煙が良いと考えるが、スナックに関しては、従業員の話も出ているところではあるが、働く方も選ぶ権利はあるので、飲食店に関しては、たばこを吸える、吸えない、をはっきりするような明確なものがあれば良いのではないかな。

○加藤委員

法律においてもそれなりの規制はあり、飲食店に関して、それ以上に県独自に、東京都のような規制を作るのかどうかという点については、まだ意見が固まっていないが、今の段階では、法律以上の規制を飲食店に対して課すということについては賛成とまでは言いきれない。

○齊藤委員

子どもさんが行く学校や行政機関は、少し厳しめにして、民間もそこを目標にして進んでいくという、訴えかけも大事である。

お客様は、たばこに関しても敏感になってきていらっしゃるので、吸う方もきちんと喫煙場所を守っていく方も多い。

旅館、ホテルでは、宴会場やロビーは禁煙にしている所が多くなってきている。秋田県は特に喫煙率が高いこともあり、なかなか完全敷地内禁煙には出来ないところではあるが、経過措置として喫煙室を設置という方向性で見ていただきたい。

先ほどの意見にもあったが、大きいところ、小さいところ、規模にもよる。基本的なスタンスとしては、行政機関のような所は少し厳しめの設定をしていただき、民間については猶予期間というか、行政機関をしっかり厳しめにやるので全体的に禁煙の方に向かっていくことを示してから、民間の方に、という形でやっていただきたい。

○三浦委員長

民間は努力目標という形でとりあえず取り組んでいただきたいということであるか。

○阿部委員

店側が選択できるということを考えると、さきほど売上減少に繋がるということを伺ったところであり、禁煙を選択するスナックやバー、飲食店は少なくなることが予想される。先ほど、アルバイトの学生の話もあったが、例えば、居酒屋でアルバイトをしている学生も非常に多い。喫煙していない学生が、たばこの煙に曝されていることを考えると少しつらい思いがある。

出来れば、たばこを吸わない人たちが行けない場所を作りたくない。⑧の飲食店、⑨のスナックやバー等に関しても、選択制ということではなく、厳しいかもしれないが、屋内禁煙で専用室内のみで喫煙可と考える。

○辻委員

⑧の飲食店、⑨のスナックやバーに関しては、やはりたばこを吸える、吸えない、をはっきり表示し、ステッカー等で分かりやすくするという方法が良いのではないかな。

アルバイトや未成年がそこで働く、という御意見もあったが、主に学校などで守られて、守る方向に持って行き、飲食店に関しては、表示をするということが現実的なのではないかな。

○三浦委員長

すべての御意見をまとめることは難しいが、東京都の条例のように従業員の有無まで行くのかどうかという点が一つある。未成年の方を守るという視点は必要である。

次に、⑩コンビニ、スーパー等の店舗、⑪旅館、ホテル等（客室部分を除く）であるが、御意見はいかがかな。

⑩コンビニ、スーパーは、もし店舗内で吸えないのであれば、車で吸うことができる。それほど長い時間いる場所ではない。敷地内禁煙までいく必要があるかどうか、建物内禁煙で良いか、御意見はいかがかな。

⑪の旅館、ホテルはオープンスペースでは控えていただきたい。ということであるが、浅利委員、いかがかな。

○浅利委員

旅館もホテルも、自分が泊まる部屋は規制外であるので、問題は食事をする所や宴会場、ロビーであるが、国の法律では、建物内に喫煙室を用意して分煙するよにということであると理解している。事実、それが業界の流れであり、喫煙室を用意して、たばこを吸いたい方はそこで吸ってもらうという、国の法律どおりとしたい。

比較的小規模な宴会等で、みんなたばこを吸う、みんな了解しているので、旅館、ホテル側で介入しないでもらいたいと、お客様に言われることがある。このような場合でも、法律ができれば、決められた所で吸っていただきたいということになるだろうと思う。

○田村委員

スーパーの建物外で、車の中で吸っている分には良いという御意見があったが、建物内禁煙であれば、車の外で吸っても良いということになる、ということで良いか。

○三浦委員長

そうである。駐車場は良いということである。

○田村委員

そういうことであれば、スーパー、コンビニは、子どもがたくさん来る場所なので、そこに関しては敷地内禁煙にして、車の中は個人のスペースなので例外規定として規制することではどうか。

そういう点では、東京都の条例のように、ある一定の条件を満たせば良いが、条件を満たさなければできないという形で、子どもたちがいる所については規制をかけた方が良いのではないか。

○三浦委員長

敷地内禁煙は自分の車の中でも吸ってはいけないことになる。

○田村委員

言葉の定義の問題かもしれないが、現実的には、自分の車の中で吸っていることは、だめではないように思うので、その点は例外規定等で対応できないか。

○三浦委員長

子どもさんのいる所では、車の中、ご家庭であっても吸わないでいただきたい。車の中でたばこを吸ってくると髪の毛や吐く息など、たばこのにおいがする。ただ、そこまで言うとなかなか意見がまとまらない場合があるので、この場では、少し妥協しながら、理想的な形に持っていくようにしていきたい。やはりスーパー、コンビニについては敷地内禁煙であるか。

○田村委員

子どもにたばこを吸っている姿を見せることは良いことではない。

御家族、親が責任を持って、自分の子どもに対して、たばこを吸っている姿を見せることは、ある面では御家庭のポリシーかもしれない。ただし、スーパーやコンビニは、不特定多数の子どもたちがいて、自分の親でもない人たちが、建物内ではないからたばこを吸っていいのだ、と吸われた時にどう思うかということまで考えると、今の意見になる。

○田村委員

⑦民間の会社や事務所、⑧飲食店、⑨スナックやバーなどの店舗については表示で良いが、⑩コンビニ・スーパー、⑪旅館、ホテルなど（客室部分を除く）、⑫運動施設（体育館、スポーツ施設）あたりに関しては、敷地内禁煙ではないかと考える。

○三浦委員長

他に御意見はあるか。

⑪旅館、ホテル（客室部分を除く）に関しては、浅利委員の御意見の喫煙室設置で多くの方が集まることが可能になるという形でよろしいだろうか。

次に、⑫運動施設として体育館、スポーツ施設、⑬観光施設、⑭駅、バス停の待合の建物、⑮列車、バス、タクシー、についてである。ほとんどは禁煙になっているが喫煙室がある所もある。タクシーなども秋田県の場合、かなり早くから禁煙になっているが、実際タクシーに乗ると、運転手さんがヘビースモーカーだったりすると、たばこのにおいがすることがある。

⑯公園、遊園地、通学路、⑰イベントや大会の会場などはいかがか。

○二田委員

⑯の公園、遊園地、道路（通学路）は、子どもさんが多くいる場所であり、敷地内全面禁煙をお願いしたい。

運動施設に関しては、敷地内禁煙を進めたい。利用する大人の方々がどう思われるかということはあるが、スポーツをされている健全な方に対して、たばこの健康被害の面からすると、たばこはご遠慮いただきたい。⑭、⑮の駅、バス停、列車、バス、タクシーなどは、出来れば敷地内禁煙でいかなければならない。

誰もが利用するものについては、子どもさんたちは逃げることは出来ない。

○齊藤委員

観光施設となると、とても幅広く色々な施設がある。小さい、大きい等の大きさや、タイプもあり、一概には言えないが、基本的には理想は建物内禁煙であると思う。敷地内禁煙でなく、建物内禁煙であれば対応できるのではと考える。

○三浦委員長

公園、遊園地、通学路などは、子どもさんがたくさんいるので、格段の対策が必要と考える、建物と違いオープンスペースなので、かなり煙は薄まる。

多くの人が集まる場所の、イベントや大会等の会場でも、どこでも吸って良いというものではないが、建物ではないので定義の仕方が難しい。JT が灰皿を設置するという仕組みができていますが、このように環境に配慮した形であればということだろうか。

○三浦委員長

御意見はいかがか。

事務局から何か伺っておきたいことはあるか。

国の法改正が原則屋内禁煙であり、例外が多い。本日はそれぞれの場所について御意見を伺った。

分煙は良い形ではないが、禁煙に向かっていく過渡的な措置としてやむを得ないのではないか、たばこによる健康被害防止を進めて行くことが大事ではないか。

○事務局

例えば、子どもさんが行くボーリング場等、パチンコ等の遊技場はいかがか。

○三浦委員長

ボーリング場は、その他の施設として、多くの人が集まる場所という理解で良いだろうか。そういう所では喫煙室設置で、たばこの煙を吸いたくない人でも行ける環境にしていきたい。

そのほか、御意見はないか。

○阿部委員

先ほど委員長から分煙のお話が出ていたが、今回、県の施策を検討するにあたって、かなり色々な御意見がある。ここで第一段階として分煙を許可することになると、また次に制度を検討しようとする場合も、なかなか次のステップに行きにくい。あくまでも健康被害防止の観点から、最初に少し厳しかったとしても、望ましい方向に目標を据えて行ければと考える。

○三浦委員長

国が考えている喫煙室はかなり厳しいもので、例えば、少しでも煙が漏れてはいけないというような喫煙室である。分煙が良い形ではないことは十分承知しているが、過渡的な措置として喫煙室の設置がある。それで良いかどうか、という点も次回確認してまいりたい。

他に御意見はないか。

○田村委員

厳しく設定して猶予期間を設ける等、設定としては厳しくするのが良い。それが可能かどうかは経過を見て決めるしかないのが現実である。国の法律が施行されておらず、それがどうなるか分からないところではあるが、法律や条例も1回決まったものはなかなか動かしにくい。決める時は厳しく決め、結果として努力目標になるかもしれないが、そこは上げておいた方が良いのではないか。ある意味では、法律と東京都条例のたすき掛けのような形等が現実的ではないか。

○三浦委員長

東京都条例も努力義務である。

秋田県ではどのような形でやっていくか。

○齊藤委員

先ほどの遊園地や観光地は定義が難しい。ボーリング場を観光施設と思う方がいらっしゃるかも知れない。例えば小、中学校等の学校、保育園など子どもさんがいる所は明確で、誰が見ても分かるので、そこは屋外の喫煙場所設置不可と厳しくしておいて、他のところは経過措置で国の法律に則った形でも良いかと思う。明確に分からない所を決めるのは難しいので、明確に分かるものについて、決めることでも良いのではないか。

○三浦委員長

例えば、学校の敷地内禁煙にも関わってきたが、いきなり明日から、突然に、という感じでは、隠れて吸うこともあり危ない面もある。「〇月〇日から禁煙」と張り紙をしたり、禁煙したい人を禁煙外来へ促す等、いい形のサポートをしながら進めるとだんだんそういう気持ちになっていただくことが出来る。

法律の（全面）施行は、再来年（2020年）の4月からである。秋田県として、どういう形が良いのか、また次回、御意見を伺ってまいりたい。

本日の御意見のほか、追加の御意見があれば、書面やメールにて、事務局にお寄せいただきたい。次回は本日の意見を意見書の形にしたもので、検討をしてまいりたい。

以 上